

ドイツの安全保障規範の変容 ——1999-2011年の海外派兵政策

中 村 登志哉

1. はじめに

ドイツ統一から二十余年を経て、ドイツの国内外でドイツの国際社会におけるリーダーシップをめぐる議論が学術的関心を集めている¹。国外からは、シコルスキ・ポーランド外相は二〇一一年十一月、「ドイツが大きくなることより、ドイツがリーダーシップをとらないことの方が問題だ」と発言し、ドイツがより大きな役割を果たしていくことを求めた²。ドイツは戦後、一貫して欧州統合を推進し、冷戦終結以降は、欧州連合（EU）や北大西洋条約機構（NATO）が東ヨーロッパに順次拡大を続ける中で、より主導的役割を果たすようになってきたことを考えれば、またユーロが危機的な状況にある現状では、欧州におけるドイツのより強いリーダーシップを求める声が強くなることは当然の動きと捉えることができる。それに呼応するかのように、国際社会のレベルでもドイツのより大きな役割分担を求める声が高まっており、米国が厳しい財政状況にある中で、国際秩序の維持に関する役割を欧州の同盟国により多く分担してもらいたいと考えていることも背景にある。ドイツ自身も、二〇一一年の防衛指針において、他国と共に共同で国際社会における安全保障秩序の形成にあたる意欲を明確にしており³、ドイツにおいても、欧州において、国際社会において、どのような形のリーダーシップをとっていくべきかについて、さまざま議論がある。ドイツがリーダーシップをとるべきであるとする点では大方の議論は一致するものの、それがどのようなリーダーシップかという点で議論は分かれる。「秩序形成パワー（Gestaltungsmacht）」⁴としてリーダーシップを発揮していくのか、ドイツはシベリアン・パワー⁵として、軍事力強化ではなく、民生重視の国際貢献を追求していくのか⁶。事実、二〇〇六年の国防白書では民生の重視が謳われている⁷。国際社会におけるEUの発言権拡大を通して、共同で指導力を発揮する欧州の主要勢力（mitführende europäische Macht）としてドイツ⁸を目指していくのか。いずれにしても、ドイツの政治文化に基づくリーダーシップのスタイルを確立すべきだとの主張に見られるように⁹、ドイツのリーダーシップがその政治文化とかけ離れたところから生まれてくることがないとは言うまでもない。

このようなドイツのリーダーシップの様相を考える上で、重要な要因の一つを構成するのが、ドイツの外交・安全保障政策の方向性である。ドイツ統一から二十余年を経た現在、ドイツの伝統的な外交・安全保障政策の規範が揺らいでいるとも見受けられる

事象が起きている。そうした最も新しい事例としては、二〇一一年三月のリビア上空飛行禁止をめぐる国連決議一九七三号をめぐるドイツの行動が挙げられる。同盟国である英仏両国の提案による同決議にメルケル政権は棄権し、ドイツ国内外に大きな驚きが広がった¹⁰。この行動は、NATOやEU同盟国との協調という、冷戦期を通じてドイツの外交・安全保障上の基本原則の一つである伝統的な指針から大きく逸脱したと受け止められたからである。と同時に、この行動は、前シュレーダー政権がやはり同盟国との協調活動という方針から逸脱した二〇〇三年の動きを思い起こさせる。ドイツは当時、同盟国が構成する多国籍軍によるイラクへの軍事攻撃への参加に反対し、やはり国内外で波紋を広げた。とは言え、この時は米英両国との協調路線は取らなかったものの、ひとりドイツが反対したわけではなかった。フランスも軍事攻撃には反対の姿勢を取ったため、少なくともフランスとは行動を共にしていた。それと比較すると、国連決議一九七三号での棄権は、独仏協調という伝統的外交政策からも逸脱し、結果的には中国、ロシアの側と行動を共にしたという事実が残った。この点で、同盟国との協調というドイツの外交・安全保障政策の規範の一つが揺らいだのではないか、との疑念を深める行動となった。そして、これらの行動はいずれの場合も、ドイツ連邦軍の国際協調活動につながる事案であった。これに関して、バーガーらコンストラクティビストが指摘する「反軍国主義」(anti-militarism)¹¹と言われる、軍事組織・行動への忌避感が強いというドイツの国内世論の影響をこれまでより強く受けたと考えるのか。そうだとすれば、ドイツの外交・安全保障政策は今後、同盟国との協調という原則が揺らいでいくのか、あるいは、全く別の要因があるのか、といった疑問を抱かせる。これらの点で、上述の行動はドイツの外交・安全保障政策の方向性をわかりにくくしている。

連邦軍の国際協調活動に関わるドイツの外交・安全保障政策は、ドイツ統一とほぼ時を同じくして徐々に変化を示してきた。統一前の西ドイツ時代の外交・安全保障政策の基本原則は統一後も基本的には継続されたが、冷戦終結と同時に連邦軍の海外派兵政策を見直してきている¹²。この分野でドイツが国際安全保障秩序を「消費する側から貢献する側」に変貌を遂げたことに議論の余地はないといえよう¹³。しかし、連邦軍の国際協調活動の内容を詳細に見ていくと、その決定要因が分かりやすいとは言いがたい。ドイツは一九九九年、NATOによるコソボ空爆において初の軍事的行動に参加し、同盟国と同レベル軍事行動をとる意思を示したかと思えば、上述のようにイラク攻撃への参加や国連決議一九七三号をめぐることは、冷戦期に培われた軍事行動への抵抗感を強くにじませる行動をとっているからである。これらの一見「迷走」とも見える行動は、統一後に首都機能が実際にボンからベルリンに移り、名実ともに新生ドイツの姿を見せたゲアハルト・シュレーダー政権以降のことである。

そこで、本論では、同政権以降の連邦軍の国際協調活動に焦点を当て、その変化を伝

統的な外交・安全保障政策の基本原則に照らして、分析の対象とする。まず、冷戦期に培われた基本原則を確認した上で、ドイツ統一直後のヘルムート・コール政権期に見直された連邦軍の海外派兵政策をその原則に照らしつつ概観する。これを比較の対象として、国際協調活動の変化をコソボ空爆、アフガニスタンへの派遣決定、イラク軍事攻撃、リビアの各事例で考察する。このように、コール政権までと、シュレーダー政権以降の連邦軍の国際協調活動において何が変化したのかを特定した上で、ドイツがより大きなリーダーシップを求めていくとすれば、ドイツはどのようなパワーを目指し、どのようなパワーとなっていくのかを考察する。

2. ドイツの外交・安全保障政策の形成

統一ドイツ、特にシュレーダー政権以降の外交・安全保障政策を論じる前に、その変化を認識するために、冷戦下の西ドイツ時代に培われた安全保障政策を概観する必要がある。ドイツ統一は西ドイツが東ドイツを吸収する形で実現したため、外交・安全保障政策の原則は西ドイツのそれを基本的には継承されているからである。統一後もベルリンへの首都移転が開始するまでの時期は、ドイツ統一を成し遂げたコール政権の末期の時期と重なり、その間にドイツは連邦軍の国際協調活動に関して一定の調整を遂げる。ここでは、まず冷戦期を通じて培われた原則を検討し、次にドイツ統一直後から、ベルリンへの首都移転は実際に始まる時期に、連邦軍の国際協調活動をめぐって施された調整について検討する。

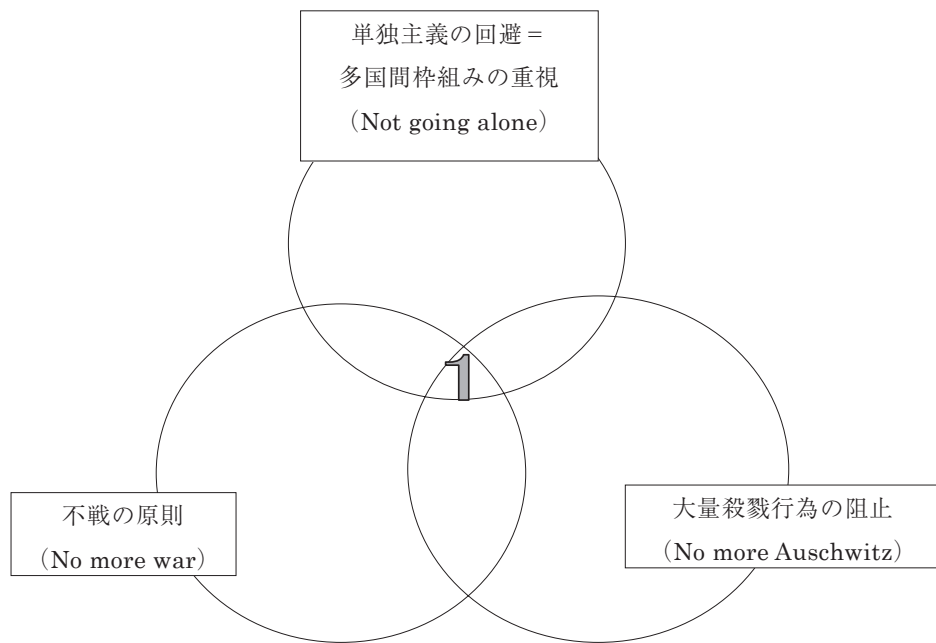
外交・安全保障政策の基本原則

第二次世界大戦に敗北し、分断国家として出発した西ドイツの外交・安全保障政策は、東西分断の国際秩序と二度の世界大戦の経験の影響を受けてきた。ここでは冷戦期を通じて武力行使に抑制的な文化が形成されたとするカツェンシュタインやバーガーらの学説¹⁴を取り入れつつ、シビリアン・パワーという概念がドイツの外交・安全保障政策の決定に関与しているとするハルニッシュおよびマウル¹⁵の議論を発展させ、連邦軍の国際協調活動を考える上で基本的決定要因として働いてきた三つの原則の概略を説明したい。

第一の原則は、単独主義の回避（Not going alone）であり、多国間枠組み（Multilateralism）の重視である。ドイツが多国間の枠組みを重視するのは主に、過去にドイツ独自の行動（Der deutscher Sonderweg）を是として単独で行動（Alleingang）したことが招いた悲劇に由来するとともに、分断国家であり東側陣営と対峙する前線にあった西ドイツとしては、国家存続のために多国間枠組みが必要不可欠であったことから来ている。西ドイツが冷戦初期から欧州統合を一貫して推進してきたのはこのためであり、多国間の枠

組みの中に自国を組み込むことは、ドイツの国益に適うものであった¹⁶。多国間枠組みを重視し、同盟の一員として行動することは、分断国家として東側陣営の最前線にあったドイツにとっては非常に重要であり、過去の国防白書においても、同盟の一員であることは繰り返し強調されてきたことにも顕著である。例えば、『一九七〇年国防白書』¹⁷以来、「同盟の中の連邦軍」が謳われ続けている。ドイツにとっての「同盟」とは、言うまでもなく国連であり、NATOであり、EU（以前はEC）であり、欧州安全保障機構（OSCE、旧CSCE）であった。つまり、常に西側同盟の一員として、多国間の枠組みを重視して協調活動（not going alone¹⁸）することが原則の一つを構成してきた。

図1 ドイツ外交・安全保障政策の三原則



次に、ナチス・ドイツの侵略によって欧州の地に甚大な災いを残したドイツの責務として、ドイツからは二度と戦争を起こさないという不戦の原則（never again）がある。これは、二度の世界大戦の経験を通じて侵略戦争に対する反省とともに、ドイツ国内には軍事組織に対する忌避感、反軍国主義（anti-militarism）が生まれたとするコンストラクティビストの主張に通じている¹⁹。より正確に言えば、自国防衛のための武力行使を除いた上での不戦の原則である。この原則から、ドイツは政策手段としての武力行使を正当なものだとは見なしてきたとは言えない²⁰。この武力行使に対する自制から、ドイ

ツが国際社会への貢献をする場合に、資産凍結などの経済制裁や、人道援助や民生支援を選択する傾向がある。

第三の柱は、やはり第二次世界大戦においてドイツがアウシュヴィッツに代表される強制収容所で引き起こした非人間的・暴力的過去への反省からそれらとの決別し (no more Auschwitz)、アウシュヴィッツで起きた殺戮行為を許さないという決意である²¹。過去の過ちに対する贖罪の意味から、人権侵害についてもこれを決して許さないというものである。これは一面では、第二の原則で言及した不戦の原則とも通底していると言える。二度と戦争を引き起こさないというドイツの誓いは、大量殺戮を繰り返さないことにつながっていくからである。しかしながら、第三国が引き起こした大量殺戮の場合は、不戦の原則との間で矛盾が起きる場合がある。ある地域の紛争においてある民族が他の民族の抹殺を企図し民族浄化政策のもと甚大な殺戮行為が行われているとき、大量殺戮を阻止するために武力行使が手段として採用されれば、第二の不戦の原則を破ることになるからである。逆に不戦の原則を優先し、軍事的手段にドイツが参加しない決定をすることで、そのような殺戮行為が続き、人権侵害が止まらない場合は、第三の原則が無視されることになる。

これら三原則は、図1のように図式化することができる。ある連邦軍の国際協調活動が、多国間の枠組みで行われ、国連決議などの正当性を持ったもので、人権侵害が起きている現地の窮状を救うために、武力行使を伴わない手段で、人道援助や民生支援を主としたものであれば、それはすべての原則が交わる「1」に収まる。そのような国際協調活動ならば、その決定に当たって原則間での整合性も取れており、ドイツ政府と同盟国、ドイツ国民の間での合意は容易となる。しかしながら、現実には武力行使を伴う国際協調活動があり、その場合は政策形成に当たって、これらの原則間で衝突が生まれてきた。次節では、ドイツ統一直後のコール政権期の国際協調活動の決定に際してどのような原則がどのような比重を持っていたかを検討する。

冷戦直後のドイツの国際協調活動

ドイツは一九九〇年に、冷戦終結による恩恵をドイツ統一という形で結実させる一方、東西分断の国際秩序の崩壊が影響して世界各地に起きてきた紛争に対応するために、一定の外交・安全保障政策の修正を迫られることになった。こうした動きは、保守のコール政権末期に集中した。欧州においては、ベルリンの壁が開放され、ソ連が崩壊し、東ヨーロッパ諸国がソ連のくびきから離れ、次々と民主政権を打ち立てていった冷戦終結に続く時期であった。世界的にも、世界各地で地域紛争が頻発し、その一つが近隣のユーゴスラビア連邦でも起こっていた。

この時期に取ったドイツの外交・安全保障政策の修正の動きをどのようにとらえるか

については、さまざまな議論がある。西ドイツ時代の伝統的外交・安全保障政策からの根本的脱却と捉える見解もあれば、伝統的外交・安全保障政策の基本は変わっていないことから修正であるという捉え方もある。いずれにせよ、修正は主に連邦軍の NATO 域外への派兵をめぐるものであった。すなわち、冷戦期を通じて、連邦軍を NATO 域外には派兵できないとしていた基本法の解釈が組上に上ったのである。議論の引き金は、当時の国内的合意に基づいて、1990年の湾岸危機・戦争には連邦軍を派兵せずに資金的援助にとどめ、兵員を参加させなかったことが、国際的に「小切手外交」と批判されたことであった。域外への派兵ができないとすれば、安全保障政策の柱である NATO の同盟国との協調活動のほか、EUの共通外交・安全保障政策（CFSP）の遂行上、ドイツが他の同盟国と協調活動をとることができなくなり、軍事同盟としての機能を果たせなくなる可能性があったからである。

この NATO 域外派兵（Out-of-Area Einsätze）問題に関しては、派遣をめぐる連邦議会での激しい議論の応酬があり、新聞をはじめとするメディアが精力的に掲載するさまざまな立場からの論評が国内外の世論の関心を高めた。冷戦が終結し、湾岸戦争に引き続いて勃発したボスニア・ヘルツェゴビナなどの旧ユーゴスラビア紛争、カンボジアやソマリアなど NATO 域外への国連平和維持活動（PKO）の派遣要請が相次ぐ中で、コール首相は当初、基本法を改正することにより、域外派遣に道を開こうとした。湾岸戦争時における「小切手外交」という国際的批判を交わす意味で、ドイツ統一という冷戦終結の果実を手にする一方で、国際平和への応分の責任を担うことは不可避と考えたからである。

ところが、基本法を改正するためには、連邦議会で三分の二の多数を確保する必要があり、最大野党の社会民主党（SPD）だけでなく、連立与党の自由民主党（FDP）も域外派兵は国連の枠組みにおいてのみ可能とすべきであるという立場だったため、ドイツが直面していた NATO、西欧同盟（WEU）の枠組みによる域外派兵への参加のめどは立たなかった。このような国内政治のディスコースを前に、コール首相は基本法改正を断念し、基本法自体は域外派兵を禁じていないという立場に転じて、基本法解釈の変更、即ち解釈改憲によって事態の打開を図ろうとしたのである。この論法により、NATO や国連の要請に応ずる形で、旧ユーゴスラビア紛争に関連した NATO の上空監視活動やアドリア海への艦船派遣、ソマリアへの派兵などを相次いで実行していった。ところがその過程の中で、社民党だけでなく連立与党の FDP から、基本法に抵触するとして連邦憲法裁判所に四件の違憲訴訟を提起されたのである。

これらの違憲訴訟に対して連邦憲法裁判所は一九九四年、原則として連邦議会の事前承認を条件に、域外派兵は合憲であるとの判決を示して、コール政権の政策を後押しする形となり、国論を二分した基本法解釈をめぐる論争に決着をつけることとなった。

この判決は国内外で大きな波紋を広げ、米国をはじめとする同盟国や国連がこの判決を歓迎する一方で、スイスの高級紙ノイエ・テュルヒャー・ツァイトウングのように、ドイツの歴史問題と関連つけて「ドイツ連邦軍が国際紛争に再び関与することにつきまとう微妙な意味」²²に言及する言説も欧州では珍しくなかった。ドイツ国内においても、戦後ドイツの「自制的政策」(コール首相)の象徴である、域外派兵を控える政策を転換することの重大性を指摘する言説は野党やマスメディアから出された。判決から約二カ月後には、ロシア軍が完全に撤退し、米英仏三カ国軍も戦勝国部隊としての地位を失ってドイツが完全な主権を回復したため、名実ともにドイツが戦後の終わりを迎え、新生ドイツにふさわしい新たな外交・安全保障政策の模索が始まった時期であったと言える。

冷戦期のドイツの伝統的外交・安全保障政策の原則に照らして考察すると、この過程は、同盟国との協調と不戦の原則という二つの基本原則の間で、同盟国との国際協調活動への参加を優先させる道を選んだとみることができる。東西対立の狭間にあった西ドイツにとって、冷戦期は同盟国との協調と不戦の原則という原則が矛盾する形で表面化することはなかった。しかし、冷戦終結という国際環境の変化は、ドイツ統一を可能にする一方で、この二つの原則が相容れない事態を引き起こし、ドイツはこれへの対応を迫られた。NATO域外への派兵が基本法に抵触しないという法解釈を憲法裁の決定によって確認することにより、不戦の原則が足枷となって、同盟国との国際協調活動に参加できない事態に陥り続けることを避けようとしたのである。ドイツはこの事態に対し、同盟国との協調の原則を不戦の原則に優先させる選択をした。この過程を通して、ドイツが参加できる同盟国との国際協調活動の条件を法的・政治的条件を確定させていくこととなった。

3. シュレーダー政権以降の国際協調活動

前節で概観したように冷戦期のドイツの外交・安全保障政策の基本原則は、冷戦終結後の統一ドイツに引き継がれたものの、若干の調整が行われた。その骨子は、基本法は連邦軍のNATO域外への派兵を禁じていないという法的な確認であり、連邦軍の国際協調活動への参加が可能であるという政治的合意の形成である。この政治的合意は、外交・安全保障政策の三原則の観点から言えば、同盟国との国際協調活動への参加を不戦の原則に優先させたと言いかえることができる。このように連邦軍の国際協調活動への参加の法的可否に決着がついた以上、次の焦点はどんな国際協調活動に連邦軍を派遣するのか²³、という点が課題となった。本節では、前節で検討したコール政権期の国際協調活動を比較の対象としつつ、シュレーダー政権以降の国際協調活動を、コソボ空爆、アフガニスタンへの派遣決定、イラク軍事攻撃、リビアの各事例で考察する。

コソボ空爆：同盟との協調・人権侵害の抑止の優先

旧ユーゴスラビアのコソボ紛争に関連し、ドイツが初めて第三国攻撃の軍事行動に初めて参加した NATO の空爆作戦（Operation Allied Force）は、連邦軍の国際協調活動を考察する上で重要である。

同作戦にドイツ連邦空軍のトルネード戦闘機十四機が初めて参加し、一九九九年六月十日に空爆が停止されるまでの二カ月半の間に、出撃回数は約五百回を数えた²⁴。この軍事作戦は、ドイツがそれまでに参加してきた国際協調活動とは次の二点で性格が大きく異なる。即ち、①空爆作戦は NATO による主権国家への軍事攻撃であったこと、②国連安全保障理事会でロシアと中国の拒否権行使が予想されたため、国連決議を得ないままの軍事行動だったこと、である。これらの点は、先に見た三原則の観点からみると、いくつかの重要な矛盾を含んでいる。まず、前者は、第二の不戦の原則に衝突する。後者の点は、NATO という多国間枠組みによる同盟の国際協調活動であるとは言え、国連決議がない点で正当性に疑念を与えた。一方で、セルビアによるアルバニア人に対する殺戮行為は、人権侵害の抑止という行動原則に該当した。従って、ドイツは同盟との協調、人権侵害抑止の原則を、不戦の原則に優先したと理解することができる。

これらの決定は、発足からわずか半年のシュレーダー政権によるものだった。SPD 党首のシュレーダーは一九九八年に「新しい中道」を掲げて十六年ぶりに政権交代を果たし、SPD と 90 年連合・緑の党との連立政権で首相となった。左翼連立政権への交代に伴い、ドイツ外交が平和主義的傾向を強めるのではないかという懸念があったため、コソボ空爆への参加決定は驚きを思っただけで迎えられる。しかし、シュレーダーらの発言からも、同盟との協調活動と人権侵害の抑止の原則を優先したことがはっきりと読み取ることができる。

同盟との協調活動に関して、シュレーダー首相は回顧録で「我々は同盟の義務を履行しなければならなかった、身をかがめていることは不可能だった」と当時を振り返っている²⁵。そして、決定の背景には、人道的支援の原則が働いていたことも明らかにした。例えば、ユーゴ空爆作戦への参加について「コソボにおける殺戮行為をやめさせるためには、他の選択肢はない」と述べ²⁶、ドイツはその歴史の故に欧州で起きている新たな残虐行為を止めさせる道義的責務があると強調した²⁷。さらに、首相は不戦の原則よりも、残虐行為を許さないという原則に優位があることをシュレーダー首相は確認した。すなわち、さらに、国家の在り方として掲げられてきた「二度と戦争を起こすな」(Never Again War)「二度とアウシュヴィッツを繰り返すな」(Never Again Auschwitz)を比較し、問題は「前者のスローガンを守り、何もせずに事態をなすがままにするのか、あるいは、虐殺と追放を止めさせるという、より優位の原則があるというのかだ」という認識を示したのである。これについて、シャルピング国防相も、ボスニア紛争の最中の九

五年に、国連も為す術もなくイスラム教徒住民七千人以上の虐殺を許してしまった「スレブレニツァ虐殺事件」以降、ドイツ人の武力行使に対する考え方は明らかに変わったとし、「コソボ紛争のような、欧州の一部で起きている紛争を止めさせることが我々の責任だ」と強調した²⁸。

空爆に対する強い反対の声がある中で、平和主義と非暴力の原則を掲げる緑の党の党首であったフィッシャー外相も、自身が空爆実施を支持したのは「アウシュヴィッツを繰り返してはならないという歴史的教訓」がコソボ紛争に対する基本姿勢を決める基盤になったことを明らかにしている²⁹。スレブレニツァ虐殺事件からの教訓は不戦の原則を見直すことだと考えたのである。同事件は、ボスニア紛争末期の同年七月十一日、イスラム教徒のための国連安全地域に指定されていたボスニア東部のスレブレニツァにセルビア人勢力部隊が侵攻し、わずか十日間に、避難民、住民の男性七千人以上をボスニア各地に連行し、虐殺した事件である。ドイツの不戦の原則の重要性は言うまでもないが、民族浄化政策や国外追放、少数民族虐殺などの残虐行為に対しては、武力を行使してでも止めさせることがドイツに課せられた責務ではないのか、というフィッシャーの問題提起に、90年連合・緑の党の姿勢は、欧州の地で人々が弾圧されているのであれば、武力を行使してでも阻止することこそがドイツの責務であるという立場を取ったのである。

アフガニスタンへの派遣決定

米国における九・一一同時多発テロの発生を受けて、NATOは北大西洋条約第五条に基づく集団的自衛権を初めて発動し、米英両軍が二〇〇一年十月七日、アフガニスタンへの攻撃を開始した。米国主導のこの「不朽の自由」作戦（Operation Enduring Freedom）に対し、ドイツのシュレーダー政権は米国に対する「無制限の連帯」³⁰を表明し、米国の要請を受ける形で、十一月六日、海軍艦艇のほか、航空輸送部隊、衛生部隊、対ABC（核・生物・化学）兵器防衛部隊など連邦軍兵士三千九百人の派遣の方針を発表した。連邦議会は十一月十六日、これを承認した³¹。

この決定の要因となったのは、まず、多国間枠組み重視の原則である。シュレーダー前首相は回顧録の中で当時を振り返り、「ドイツが決然として同盟の義務を果たさなければならぬことは私の目には明らかだった」³²と語っている。さらに「私にとって重要だったのは、ドイツができるだけ一致して、つまり野党も含めて行動することであり、同じように一致して同盟の義務を履行することだった」³³と述べており、決定に当たって如何に同盟の義務を果たすことが重要だったかが窺われる。連立与党、緑の党ではフィッシャー氏ら党内の現実主義路線の勢力はコソボ空爆の時と同様、非暴力の絶対平和主義から路線を転換し、NATOによる軍事作戦への参加支持を訴えた。しかし与党SPD、緑

の党の一部議員や支持団体からは、ドイツが武力行使に参加することに対して強い反対の声が上がった。シュレーダー前首相は派兵法案の否決の事態を避けるため、派兵承認と、自らの信任を求める議案を一体化させて連邦議会に提出するという戦略に出た³⁴。その結果、緑の党から四人が反対したほか、SPD議員一人が離党したものの、過半数の三百三十四をわずかに二票上回る三百三十六票で辛うじて可決することができた。コソボ空爆という初の軍事行動への参加の後にあっても、同盟との協調活動が武力行使の可能性を含む時、これら二つの原則の間で葛藤が生まれる事態を如実に示す投票結果と言える。

加えて、大量殺戮を許さないという原則もまた考慮されたことは明白である。シュレーダー首相は連邦議会において、同時多発テロで無数の無実の人々がテロの犠牲になったことに言及し、「今重要なのは、我々の同情、我々の連帯を示すことである。米国民との連帯であり、ドイツで、欧州で、世界中で、自由と平和を守ろうとするすべての人々との連帯である」³⁵と呼びかけている。「自由と平和」という価値を守るために、連邦軍の国際協調活動が必要だと訴えており、第三の原則が参加理由の一つとなったことを物語っている。

コソボへの対応と同様、派兵による貢献だけではなく、民生復興へ向けた努力も並行して進めた。同年十一月二十七日からボンで国連アフガニスタン会議を開催し、アフガン復興へ向けてイニシアティブを取ったのである。この会議では、アフガニスタンに関する暫定合意、いわゆる「ボン合意」が成立し、カルザイ議長を首班とする暫定政府の設置や首都カブールとその周辺への国際治安部隊の派遣が決まった。これに基づき、ドイツ政府は同年十二月二十一日、国際治安支援部隊（ISAF, International Security Assistance Force）へ最大千二百人の兵士を派遣する方針を決定し、翌二十二日に連邦議会で承認された。

ドイツ連邦軍の派遣は二〇〇二年一月から始まり、その後、順次延長された。この間、二〇〇二年三月六日にドイツ兵二人が不発弾処理中にデンマーク兵三人とともに死亡する事故があったほか、二〇〇三年六月七日にはカブール国際空港へ向かうドイツ輸送部隊が自爆テロの攻撃を受け、兵士四人が死亡、二九人が負傷する事件もあった³⁶。そうした事故や事件に見舞われながらも、ドイツは方針を変えることなく、ISAFへの派遣を続けた³⁷。アフガニスタンへの派遣を決定したシュレーダー政権の代わりに、大連立により政権の座についたメルケル首相は、米独関係の修復のためもあり、アフガニスタンへの派遣を継続する方針を取った。その後、派遣はほぼ一年ごとに延長が承認され、最近の連邦議会では二〇一二年一月二十六日に、総兵力を五千三百五十人から四千九百人に削減したうえで、一年の延長を承認したが、同年五月二〇、二一両日にシカゴで開かれたNATO首脳会議で、NATO軍の二〇一四年末までのアフガニスタン撤退の方針が確

認められた。これに伴い、ドイツ政府はこのたびの兵力削減を手始めに徐々に減らし、同年末までに完全に撤退したい意向だが、アフガニスタン情勢によって曲折が予想されている³⁸。

イラクへの派遣拒否

アフガニスタンへの派遣決定同様、同時多発テロへの対応として対イラク戦争の可能性が高まると、ドイツは一転してかなり早い段階でノーという答えを出した。この決定で主たる要因となったのは何だったのか。

任期が終わるころのシュレーダー政権は国内政治では劣勢に回っていて、選挙を一カ月後に控えた二〇〇二年八月に入ると、対イラク戦争を選挙の争点として取り上げ、米国の冒険主義を厳しく批判し、ドイツは「ドイツの道」(Der Deutsche Weg)を歩むとして、武力行使に反対し、戦争には参加しないことを訴えた。前年の同時多発テロの発生以降、前項で見たように米国はアフガニスタンへの侵攻を開始し、大量破壊兵器を保有している疑いが強いとしてイラクに対する圧力を強め、軍事攻撃の準備を進めていたのである。米政府が二〇〇二年九月二十日に国家安全保障戦略を発表し、この中でブッシュ・ドクトリンを示す前の段階で、シュレーダー首相は、米国がイラク軍事攻撃に踏み切っても、ドイツは参加しないと声明し、九月に入ると、国連決議が採択されたとしても、ドイツはイラク攻撃には参加しない方針を明確にした。シュレーダー首相は選挙戦でイラク攻撃に関しては多国間主義との決別を宣言し、不戦の原則を前面に打ち出した。

このような選挙戦術は、九月の終盤に入り、シュレーダー首相の SPD の支持率が回復し、CDU・CSU をわずかながら上回り、効果が表れた。最終的に、九月二十二日投開票の総選挙は、SPD と緑の党が辛うじて過半数を確保し、シュレーダー政権を信任する結果となった。SPD と CDU・CSU の得票率は三八・五%でほぼ並んだが、連立パートナーの緑の党が八・六%と得票率を伸ばし、シュレーダー首相は信任された³⁹。絶対的に不利と見られていたシュレーダー政権は、イラク問題を選挙の争点に据えたことで、アフガニスタンだけでなくイラクにまで戦線を広げようとする米国に対する有権者の反発をうまくすくい取って、選挙戦の逆転勝利につなげたと言える。

しかし同時に、ドイツは国連決議があろうとも、イラクへの軍事攻撃に参加しないとする主張は、その安全保障政策上、深刻な影響を与え、米独関係を深く傷つけた。第二期政権発足直後、フィッシャー外相が二〇〇二年十月末に訪米し、パウエル国務長官と会談するなど、関係改善に努力したものの、結局、シュレーダー首相が二〇〇五年の総選挙で敗北し退任するまで、米独関係が本格的に修復することはなかった。さらに、ドイツのこの態度は EU 加盟国が共通外交・安全保障政策をとることを事実上不可能にし、

EU加盟国はイラク攻撃への参加をめぐり、分裂を余儀なくされたのである。これらの意味で、この判断は多国間主義の原則に反することであったし、不戦の原則を強調してイラク攻撃への不参加を選挙戦に使ったことは賢明な判断だったとは言いがたい。というのも、先に検討したコソボ空爆の際には、国連決議を得ないままの攻撃を支持し、ドイツ自らも初の軍事行動に参加したのに対し、同じように国連決議を欠く武力行使であるイラク攻撃については反対であると言うのでは、説得力を欠く。二重基準の非難の素地を残した。シュレーダー首相は「ドイツ政府の考えでは、さまざまな点を考慮すると、軍事行動の政治的コストの方がその政治的価値を上回っていた⁴⁰」ことをその理由に挙げている。

リビアをめぐる国連安保理決議

次に、リビアの飛行禁止空域の設置に関する問題を取り上げる⁴¹。

リビアでは二〇一一年、二〇一〇年末にチュニジアで始まったジャスミン革命を端として広まったアラブの春の影響を受け、政治的・社会的要求を掲げた大規模な反政府運動が起きた。長く事実上の最高権力者の座にあったカダフィ政権はデモの武力鎮圧に動き、リビアは内戦状態に陥った。こうした状況を打破するため、国連は二〇一一年二月二十六日、国際刑事裁判所への付託、リビア政府関係者の渡航禁止と資産凍結、武器禁輸の実施を内容とする国連安保理決議一九七〇号を採択、ドイツはこれには賛成票を投じたが、二〇一一年三月十七日、リビア領空における飛行禁止空域設置承認を企図する国連安全保障理事会決議一九七三号の採決においては棄権した⁴²。同決議は、フランスとレバノン、イギリスによって共同提案されたもので、国際連合安全保障理事会のメンバーのうち十カ国が賛成し採択されたが、ドイツは、他の4カ国と共に棄権し、同盟国の間に驚きが広がった。

メルケル首相は、ドイツの「棄権」が意味するところについて「ドイツ政府は、無制限に国連安保理決議の目指す目標を共有している。今回の『棄権』判断をもって、ドイツがこの問題について中立的な立場をとっていると誤解すべきではない⁴³」と主張したが、拒否権を持つ常任理事国の中国やロシアの棄権は、事実上のイエスを意味するが、拒否権を持たない非常任理事国ドイツの棄権は事実上のノーを意味することになり、ドイツの棄権の持つ意味合いは全く異なる。

ドイツの棄権は実際には国連決議一九七〇号の採択には影響を与えず、実質的な影響は少なかったとは言え、この行動には、今後の同国のリーダーシップを考える上でいくつかの重要な意味を持つ。まず、ドイツが単独行動回避の原則から離れ、同盟国との協調活動をとらなかった点である。同決議はフランス、イギリス両国の提案であったが、伝統的同盟国から離れてドイツはひとり棄権を選択した。確かに単独行動(Alleingang)

ではなかったが、ドイツが行動を共にしたのは、米国や国際社会が近年その膨張主義的行動や国内における人権状況が懸念される中国やロシアであり、新興国のインドやブラジルであった。ドイツがロシアと中国と同じ側にたったという事実が残り、「棄権をしたことは致命的」だったと言える⁴⁴。

次に、この棄権はドイツが軍事作戦に参加しないと決定していたことから取った行動であり、不戦の原則からくる武力行使を敬遠したためだったことをドイツ政府は明らかにしている。メルケル首相は「ドイツ政府は、周知の通り、軍事行動に参加しない。再度ははっきりさせたいのは、この故に棄権をしたのである⁴⁵」と明言している。ドイツ政府の「棄権」は、リビアへの軍事介入に参加するつもりがないための選択だったことを認めている。事実、ヴェスターヴェレ外相はインタビューで「問題は、我々ドイツが、国際社会が参加して、リビアで実施されることになる戦争をするのかどうかということであり、私はそれに反対している。私はドイツ軍兵士がリビアの戦争に駆り出されることになるのは望まないし、リビアでドイツ軍兵士が戦争することに協力するつもりはない⁴⁶」と語った。両氏の発言からは、不戦の原則が認識されていたことが明確に認められる。ドイツは一カ月前に提出された軍事行動を含まないリビア内戦に関する国連安保理決議一九七〇号には賛成票を投じているところにも、それは顕著に表れている。

従って、国連安保理決議一九七三号の棄権に当たっては、不戦の原則を優先し、同盟国との協調や大量殺戮の阻止という第一、第三の原則はその下位におかれた。メルケル政権が武力行使への忌避感という国内世論を強く意識せざるを得ない時期であったことも背景にある。二〇一一年三月には三つの州で州議会選挙が予定されていたからである。二十日にザクセン・アンハルト州で、二十七日にバーデン・ヴュルテンベルク州とラインラント・プファルツ州で州議会議員選挙が控えていた。イラクへの軍事介入を選挙の争点としてシュレーダーが再当選を果たした二〇〇二年九月が思い起こされるが、その時とは違い、緑の党がいずれの州でも得票率を伸ばす結果に終わった⁴⁷。同年三月十一日に日本で起きた東日本大震災とそれに続く福島第一原発事故の影響で、二〇一七年までに脱原発を行うことを争点とした緑の党が得票を伸ばし、リビア問題は大きな関心と呼ばなかったのである。特にバーデン・ヴュルテンベルク州では、五十八年間続いた CDU 政権に終止符が打たれ、緑の党と SPD による連立政権が誕生することになった。FDP は、ザクセン・アンハルト州とラインラント・プファルツ州において議席を獲得することができなかった。

4. 民生重視スタイルのパワーへ?

前節で考察してきたように、ドイツ連邦軍の国際協調活動の参加決定に際しては、三原則の間の優先順位が変化しており、その優先順位によって二つのタイプに分類するこ

とができる。ひとつは、同盟国との協調活動と大量殺戮の阻止という原則が優先され、不戦の原則が下位におかれたコソボ空爆とアフガニスタンへの派遣の事例である。もう一つは、不戦の原則が、同盟国との協調活動に優先されて、軍事行動への参加が見送られたイラクとリビアの事例である。コソボ空爆への参加決定においては、虐殺や民族浄化などの人権侵害という現実を前に、人権擁護という価値観から、政治エリートの強い意志で、国際協調活動への参加が不戦の原則に優先された。その上で、軍事行動のみならず、難民支援や民生・復興支援などの非軍事的努力も、ほぼ同時期に開始された。軍事行動と民生支援の二種類の国際協調活動が車の両輪のごとく展開されたと言える。

こうした行動から想起されるのが、『二〇〇六年国防白書』で打ち出されている「包括的アプローチ (Vernetzte Sicherheit : Comprehensive Approach)」という概念である。この概念は、紛争解決や平和維持に当たって、軍事力だけに依存するのではなく、復興支援・民生支援を合わせて実施することの重要性を訴えており、次のように規定している。

「第一に軍事的条件ありきではなく、多国籍の枠組みによつてのみ影響を受け得る社会・経済・生態系・文化の諸条件が将来の安全保障政策を決定する。従って、安全保障は、一国のみによつても、また軍事力のみによつても実現できない。必要なのはむしろ、包括的なアプローチであり、それは、ネットワーク化された安全保障政策上の枠組みにおいてのみ、また、安全保障を国家レベルおよびグローバル・レベルで理解する中で、発展させることができる」⁴⁸

この概念の背景には「軍事的行動だけでは平和をもたらすことができないという単純な真実」である⁴⁹として、ドイツは連邦軍の国際協調活動の形として力をいれてきた。これに対して、イラクとリビアの事例では、不戦の原則を最優先させ、同盟国との協調活動原則は下位におかれ、独自行動に傾斜した。イラクの場合はかろうじてフランスとは協調活動をとったものの、「ドイツの道」というかつての単独行動 (Alleingang) を彷彿させる表現を取って使い、リビアの場合は米・英・仏のいずれの同盟国とも別の独自の単独行動 (Alleingang) であった。イラクへの派兵不参加の決定では、米国の行動に国際法違反の疑いがあった上、後にイラクへの攻撃の根拠とされた報告書などに偽造があったことがわかり、結果的にシュレーダー政権の判断はある意味で「正しかった」と言えるかもしれない。しかしながら、リビアの事例では、大量殺戮を許さないとする原則を下位におき、同盟国と協調してリビアでの殺戮行為を止めさせるための努力に動かない選択をしたことは、ドイツの外交・安全保障政策の基本的理念に対して国際社会からの疑念を呼ぶことになった。国連決議での棄権は「国際社会における武力介入に対する懐疑的な考えからドイツがとった行動は結果として、人権の侵害に対するドイツの無

関心と映った⁵⁰」のである。同決議は独裁政権下において国民の生命が危険にさらされているときには国際社会が協調して介入することを定めた国連憲章の理念に沿った提案であり、それに棄権をしたことは、ドイツの外交・安全保障政策が人道主義という西側共通の価値観に共感を示さなかったことを意味するからである。

その上、これら不戦の原則を優先して決定した事例では、その決定の前後に国内選挙があったことが、ドイツの行動に対して、さらに疑念を呼ぶ結果となった。イラクの事例では、シュレーダー首相はこれを真正面から連邦議会選挙の争点にした。イラク派兵の可否という同盟国との協調活動を選挙の争点にする手法は、ドイツの国際関係、とりわけ米独関係を損なう結果をもたらしたし、賢明な外交手法とは言い難かった。就任当初から傷ついた米独関係の修復に動かざるを得なかったメルケル首相は、アフガン駐留の派遣延長決定が不戦の原則によって途絶えることがないように細心の注意を払ってきた。例えば、二〇〇八年十月の延長決定では、それまで延長期間が十二カ月だったのを十四カ月とすることで、二〇〇九年九月の連邦議会選挙の時期に次回の派遣決定が重ならないようにし、選挙キャンペーンにおいてアフガン駐留に反対する世論が利用されることを慎重に避けることに成功した。しかしながら、リビアの事例では、国内に三つの州議会選挙を控えて、不戦の原則を優先し、結果として同盟国との協調活動や人権擁護という人類普遍の価値観の原則をないがしろにすることとなった。

このように検討してみると、シュレーダー政権以降のドイツは一方では初めての軍事行動に踏み出しながらも、併せて人道支援・民生支援を実施しており、それは国防白書で打ち出された「包括的アプローチ」の政策に通底する。その一方で、不戦の原則によって国際協調活動に参加しないという選択をしたケースでは、その決定の時期に注目すると国内選挙が重なっていることが指摘できる。すなわち、選挙が近い時期には軍事的行動への忌避感が強い国内世論に配慮して、連邦軍の国際協調活動の可否が決定される傾向を確認することができる。

このように、連邦軍の国際協調活動の可否の決定事例の検討をした上で、近年国内外からのドイツへのリーダーシップの要請を考えると、ドイツはどのようなパワーに目指し、どのようなパワーになっていくのか。

ドイツ連邦軍大学のマサラは、統一後のドイツの外交・安全保障政策について、最も現実的な路線として、EUを更に発展させ、EUの国際社会における発言権を拡大することで、間接的にドイツの国益をEUの中で間接的に実現していくシナリオが一番実現可能性が高いと結論づけた⁵¹。21世紀の多極化する国際社会では、相当する軍事的能力を持つ国が大国として意思決定に参加することになると想定されるため、大国になるにはそれ相応の軍事力が必要であり、そのためにはドイツの現在の政治家のディスコースを変える必要があるし、国民の大多数が軍事的関与に賛成しなければならないが、ドイツ

国民に深く根を張った武力行使への忌避感があるため、ドイツの大国化は国民が望まないであろうし、欧州レベルでも期待されないだろう、と推定する。このため、共同で指導力を発揮する欧州のパワーとしてのドイツ（Deutschland als mitführende europäische Macht）であり、それが国益を最も反映しやすく周辺国に不安も与えない方法だとする。連邦軍の協調活動の観点からも EU ミッションでは民生重視の活動のため、三つの原則の間で摩擦や矛盾が生じる可能性が低く、派遣が問題になることは少なかった。

そして、このように欧州のパワーとしてのドイツを考える際に、欧州を圧倒的な軍事力を保持する米国とは違うパワーであると定義し、欧州は軍事力を強化するのではなく、民生重視のシビリアン・パワーとしてそれをさらに洗練していくべきだとする、一部の主張が説得力を持つ⁵²。プリンストン大学のモラフチークは、欧州が国際政治の世界で真に比較優位があるのは、シビリアン・パワー及び擬似軍事パワー（quasi-military power）だとして、欧州独自の軍隊編成を目標とすべきではなく、米国の軍事力を補完する民生開発援助に、欧州の政治力や予算を投下した方がいい、と主張している。そして、米国はシビリアン・パワーを効果的に使うことができないことが米国の戦略上の欠点になっていること、貿易・援助・平和維持活動・監視活動・正当性なしには、単独でいくら軍事力があっても無秩序な世界を安定させることはできないことを指摘し、米国並みの軍事力なくして「欧州が勝つ方法」⁵³として民生重視を強調したのである。

同氏の議論は欧州全体を想定したものだが、ドイツ連邦軍の軍事的国際協調活動を考えるにあたって、不戦の原則との矛盾に苦しむドイツの政治文化にも合致し、適用が可能と思われる。軍事行動のみの行動に異を唱え、包括的アプローチ（Vernetzte Sicherheit）を提唱するドイツの意図は、むしろこのようなパワーになることにあるのではないか。このような方向性をとれば、ドイツはより自国の政治文化に基づいたパワーとなるのが可能だからである。フィナンシャルタイムズ紙外交問題論説主幹のラハマンも、ドイツは自国の政治文化に基づくリーダーシップのスタイルを確立すべきだと主張する。武力行使に懐疑的で、自由貿易を推進し、他国を保護監督下に置かずにその国の政治的安定を促進するスタイルになろう、としている⁵⁴。その上で、リビアでドイツの棄権に言及し、「こうした問題を将来に渡って回避するために、ドイツは人権問題と民主主義の問題に関してははっきりと発言することが必要だ。これをしなければ、ドイツは同盟国を犠牲にする『便乗者』とみなされ、その外交政策は非道徳的だと不信感が強まることになろう」⁵⁵と、不戦の原則を最優先して、大量殺戮を放置し、単独行動に走る政策的選択に警告している。

ドイツには不戦の原則が生きていることは本論の事例でも明らかであり、ドイツの政治家のディスコースや国民の意識が変化するには長い時間がかかる。不戦の原則を最優先し、同盟国との協調活動や自由や人道といった普遍的価値観を擁護するという

規範を軽視すれば、ドイツの外交・安全保障政策は批判されてきている。ドイツは内外の要請に応え、より大きなリーダーシップを発揮していくであろうが、連邦軍の国際協調活動に関しては軍事的手段と民生復興支援を組み合わせた包括的アプローチを軸としたスタイルを目指すように見受けられる。このような方向性をより洗練させていくためには、本論で検討した三原則の間のバランスをどのようにとっていくのか、の外交・安全保障政策理論を精緻化させていく努力が求められていると言える。

【付記】本論文は、日本国際政治学会 2012 年度研究大会（名古屋国際会議場）で発表した報告に加筆修正したものである。建設的なコメントや批判、質問を頂戴した清水聡（討論者）、細谷雄一（司会者）、森井裕一、吉崎知典、君塚直隆の各先生に記して感謝申し上げる。

本論文は、平成 22-24 年度科学研究費補助金基盤研究（C）（課題番号 22530159）の助成を受けた研究の成果の一部である。

¹ 例えば次を参照。Eberhard Sandschneider, „Deutsche Außenpolitik: eine Gestaltungsmacht in der Kontinuitätsfalle“, *Aus Politik und Zeitgeschichte (APuZ)*, 10/2012, S.3-9.6 Gisela Müller-Brandeck-Bocquet, „Deutschland – Europas einzige Führungsmacht?“, *APuZ*, 10/2012, S.16-22. „Führen heißt nicht dominieren - Wie Deutschland seinen Part in Europa spielen sollte“, *Internationale Politik*, Nr.3, Mai/Juni 2012, S8-13.

² Radek Sikorski, „Poland and the future of the European Union“, speech delivered at the German Society of Foreign Affairs in Berlin on 28 November, 2011, <http://www.ms.gov.pl/files/docs/komunikaty/20111128BERLIN/radoslaw_sikorski_poland_and_the_future_of_the_eu.pdf> 2012年5月3日アクセス。

³ Bundesministerium der Verteidigung, *Verteidigungpolitische Richtlinien*, 2011, <http://www.bmvg.de/portal/a/bmvg/!ut/p/c4/LYsxEOAgDATf4gdIb-cv1MYBzcQbMDgQ8ftSONtssUsrddQ3iDdk9YImWnaM4XXhauIq9pPLybB65wRDdF6FQzZ2R47PxdqtcTHGAXIU_q72byv9tgQFK91xGj6tRgx1/> 2012年5月3日アクセス。

⁴ Eberhard Sandschneider, op.cit. S.3.

⁵ Sebastian Harnisch and Hanns W. Maull, eds., *Germany as a Civilian Power? The foreign policy of the Berlin Republic*, Manchester/New York: Manchester University Press, 2001.

⁶ Andrew Moravsk, „Europe: Quietly Rising Superpower in a Bipolar World,“ in Alan Alexandroff and Andrew Cooper, eds., *Rising States, Rising Institutions*, Washington: Brookings Institution Press, 2010.

⁷ Bundesministerium der Verteidigung, *Weißbuch 2006*, Köln: J.P.Bachem GmbH, 2006, S.29-30.

⁸ Caarlo Masala, „Neuorientierung deutscher Außen- und Sicherheitspolitik“, *APuZ* 43/2008, S.22-27.

⁹ Gideon Rachman, „Anwalt der Globalisierung: wenn Deutschland führen will, muss es Werte stärker vertreten“, *Internationale Politik*, Nr. 3, Mai/Juni 2012, S. 14-20.

- ¹⁰ Hanns Maull, „Deutsche Außenpolitik: Orientierungslos“, *Zeitschrift für Politik-wissenschaft*, 21(2011), S.95-119; The Economist, “The unadventurous eagle: Europe’s biggest economic power seems reluctant to have a foreign policy to match”, The Economist, May 12th 2011. <<http://www.economist.com/node/18683155>> 2012年5月3日アクセス。
- ¹¹ Anti-militarism については、Thomas U. Berger, *Cultures of Antimilitarism: National Security in Germany and Japan*, Baltimore: Johns Hopkins University Press, 1998.
- ¹² 中村登志哉『ドイツの安全保障政策：平和主義と武力行使』（一藝社、2006年）
- ¹³ Kerry Longhurst, *Germany and the use of force: the revolution of German security policy 1990-2003*, Manchester/New York: Manchester University Press, 2004, p.137.
- ¹⁴ Thomas U. Berger, op.cit.
- ¹⁵ Sebastian Harnisch and Hans Maull, “Introduction”, in Sebastian Harnisch and Hanns W. Maull, eds., op.cit., pp.1-9. シビリアン・パワーという役割概念にとって重要な規範は、①国際的協調活動の促進者ないしは先駆者として国際社会の民主化に取り組む意欲と能力を保持すること、②主権や自治権を、集団的安全保障を促進する超国家機関に譲り渡す意思があり、一国での行動に反対すること、③一時的に国益を断念することにつながる可能性があっても民主的な国際秩序を実現する意欲があることだとしている。(p.4)
- ¹⁶ Timothy Garton Ash, *In Europe’s Name: Germany and the Divided Continent*, New York: Random House, 1993.
- ¹⁷ Bundesministerium der Verteidigung, *Weißbuch 1970*, Bonn: Presse- und Informationsamt der Bundesregierung, 1970, S.12-13.
- ¹⁸ Hans Maull, “Germany’s foreign policy, post-Kosovo: still a ‘Civilian Power’”, in Sebastian Harnisch and Hanns W. Maull, eds., op.cit. p.117.
- ¹⁹ Thomas U. Berger, op.cit.
- ²⁰ Kerry Longhurst, op.cit. pp.45-48.
- ²¹ こうした倫理や価値に軸足を置く協調活動については、Judy Dempsey, „Einsatz für Europas Wert-Demokratie und Menschenrechte: Berlins Führung wird dringend gebraucht“, *Internationale Politik*, Nr.3, Mai/Juni 2012, S.32-39.
- ²² „Ein klärendes Wort aus Karlsruhe“, *Neue Zürcher Zeitung*, 14 Juli 1994.
- ²³ Volker Perthes, Wie? Wann? Wo? Wie oft?: Strategische Fragen, die vor einem Auslandseinsatz zu klären sind, *Internationale Politik*, Nr. 5, Mai 2007, S.18-21.; 連邦軍の改革については、森井裕一「ドイツの安全保障文化の変容—連邦軍と徴兵制をめぐる議論を中心として—」『国際政治』第一六七号(二〇一二年) pp.88-101.
- ²⁴ Martin Wagener, „Auslandseinsätze der Bundeswehr. Normalisierung statt Militarisation deutscher Sicherheitspolitik“, in Hanns Maull eds. *Deutschland im Abseits?*, Baden-Baden: Nomos Verlagsgesellschaft, 2003, S.34-35.
- ²⁵ Gerhard Schröder, *Entscheidungen: Mein Leben in der Politik*, Hamburg: Hoffmann und Campe, 2006, S.85.
- ²⁶ „Alle Serben im Krieg“, *Der Spiegel*, 13/1999, 29 March 1999, S.196.
- ²⁷ Weymouth L., “Stopping the Catastrophe”, *Newsweek*, 26 April 1999, p.32.
- ²⁸ „Alle hatten Skrupel“, *Der Spiegel*, 13/1999, 29 March 1999, S.219.

- ²⁹ Joschka Fischer, *Die rot-grünen Jahre: Deutsche Außenpolitik - vom Kosovo bis zum 11. September*. Köln: Kiepenheuer & Witsch, 2007, S.185.
- ³⁰ „Regierungserklärung von Bundeskanzler Schröder vor dem Bundestag zum Terror-akt in den USA“, 12.9.2001, in Deutscher Bundestag, *Stenographischer Bericht 186. Sitzung (Plenarprotokoll 14/186)*, 12 September 2001, <<http://dip21.bundestag.de/dip21/btp/14/14186.pdf>> 2012年9月1日アクセス; Gerhard Schröder, op.cit. S.166-7.
- ³¹ Bundeswehr, „ISAF – Einsatz in Afghanistan“, <http://www.bundeswehr.de/portal/a/bwde/lut/p/c4/04_SB8K8xLLM9MSSzPy8xBz9CP3I5EyrpHK9pPKUUVL3UzLzixNSSqIS93MziYqCK1Dy9zOLENP2CbEdFAAm5vGk/> 2012年9月1日アクセス。
- ³² Gerhard Schröder, op.cit., S.164.
- ³³ ibid.
- ³⁴ Gerhard Schröder, op.cit., S.179.
- ³⁵ Gerhard Schröder, op.cit., S.167.
- ³⁶ Bundeswehr, *Chronologie des Einsatzes in Afghanistan ISAF*, <http://www.einsatz.bundeswehr.de/portal/a/einsatzbw/lut/p/c4/LcgxDoAgDEbhs3gBurt5C3Uxv1qhgRQjVRJOr4N50_dopi_FIx4mWZFopGmTfq1urTsvLFpg7SOi3ZzSv9gaOxw-QKUY1G3hypoXKTjojEP3AjH-VW0/>. 2012年5月1日アクセス。
- ³⁷ Ulrich Ladurner, „Der afghanische Gast - Wie hat der Einsatz Deutschland verändert?“ *Internationale Politik*, Nr.6, November/Dezember 2011, S.100-106.; Michael Steiner, „Die Konsequenz der Solidarität - Auch nach 2014 braucht Afghanistan unser langfristiges Engagement“, *Internationale Politik*, Nr.6, November/Dezember 2011, S.94-99.
- ³⁸ Ulrike Demmer and Matthias Gebauer, At the Taliban's Mercy - German Military Fears for Afghanistan's Future, Spiegel Online International, 4 March, 2012, <<http://www.spiegel.de/international/world/german-military-prepares-afghan-withdrawal-amid-fears-of-aftermath-a-825414.html>> 2012年9月1日アクセス。
- ³⁹ Bundeswahlleiter (Statistisches Bundesamt), *Wahl zum 15. Deutschen Bundestag am 22. September 2002*, <http://www.bundeswahlleiter.de/de/bundestagswahlen/fruehere_bundestagswahlen/btw2002.html> 2012年5月3日アクセス。
- ⁴⁰ Gerhard Schröder, op.cit., S.220-221.
- ⁴¹ Andreas Rinke, „Eingreifen oder nicht? – Warum sich die Bundesregierung in der Libyen-Frage enthielt“, *Internationale Politik*, Nr.4, Juli/August 2011, S.44-52.
- ⁴² The United Nation Security Council, “Security Council Approves ‘No-Fly Zone’ over Libya, Authorizing ‘All Necessary Measures’ to Protect Civilians, by Vote of 10 in Favour with 5 Abstentions”, <<http://www.un.org/News/Press/docs/2011/sc10200.doc.htm#Resolution>> 2012年5月2日アクセス。
- ⁴³ „Pressestatement von Bundeskanzlerin Angela Merkel zur aktuellen Entwicklung in Libyen“, 18 März 2011, <http://www.bundeskanzlerin.de/Content/DE/Mitschrift/Presse_konferenzen/2011/03/2011-03-18-statement-merkel-libyen.html> 2012年9月1日アクセス。
- ⁴⁴ Gideon Rachman, op.cit.
- ⁴⁵ „Pressestatement von Bundeskanzlerin Angela Merkel zur aktuellen Entwicklung in Libyen“, 18 März 2011, <<http://www.bundeskanzlerin.de/Content/DE/Mitschrift/Pressekonferenzen/2011/03/2011-03-18-statement-merkel-libyen.html>> 2012年9月1日アクセス。

03-18-statement-merkel-libyen.html> 2012年9月1日アクセス。

⁴⁶ „Bundesaußenminister Guido Westerwelle im Interview mit dem Deutschlandfunk zur aktuellen Lage in Libyen“, 17.03.2011.<[http://www.auswaertiges-amt.de/DE/Info service/Presse/Interviews/2011/110317_BM_DLF.html](http://www.auswaertiges-amt.de/DE/Info_service/Presse/Interviews/2011/110317_BM_DLF.html)> 2012年9月1日アクセス。

⁴⁷ Bundeswahlleiter (Statistisches Bundesamt), *Landtagswahlen*, <<http://www.wahlergebnisse.info/2000.php>> 2012年5月3日アクセス。

⁴⁸ Bundesministerium der Verteidigung, *Weißbuch 2006*, op.cit., S.25.

⁴⁹ Bundesministerium der Verteidigung, *Vernetzte Sicherheit im Praxistest*, 11.7.2012, <http://www.bmvg.de/portal/a/bmvg!/ut/p/c4/NYyxDsIwEEO_pT-QswegYqMqEjAw ICEIW5pG6UGaVNdru_DxJAO25MFPNrwgOegFnWaMQXt4gjK4b1fRDosT7zhTasWEprfUW-RpjB4ZP_DI084KE4PlnGwDY0pHmiOJMRL7TGaiRAR2oGTZ1LKUf5 Xf6nI93k-7zbY517d86B2ozsI4DnV6KIofzodn9g!!/> 2012年5月3日アクセス。

⁵⁰ Gideon Rachman, op.cit., S.19.

⁵¹ Carlo Masala, op.cit. S.27.

⁵² Andrew Moravsik, op.cit., 2010, p.172.

⁵³ Andrew Moravsik, op.cit., 2003.

⁵⁴ Gideon Rachman, op.cit., S.14.

⁵⁵ Gideon Rachman, op.cit., S.19.